

寄附金受入口座は公益法人等だけでなく 学会等にも設けていただきますようお願いいたします

学会等の会合開催に際し、公益法人等を介し製薬企業に寄附を要請・受け入れる場合が見られます。

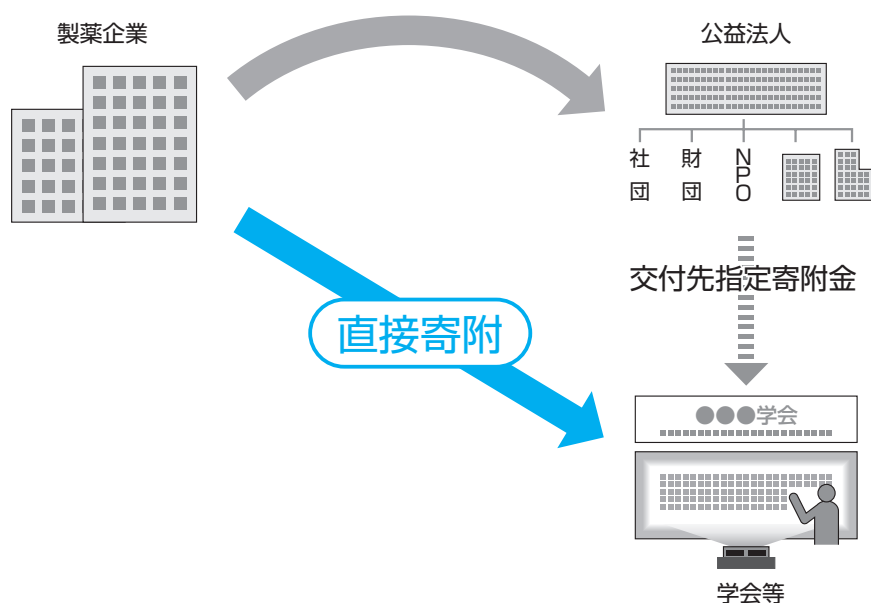
公益法人が寄附受入窓口となっている場合には、以下の手順を踏むことがあります。

- ・学会等の会長より当該学会等の開催に際し公益法人等に援助を求め、
- ・当該公益法人がそれに応じるために当該公益法人名義の口座で寄附金を集め、
- ・当該公益法人から当該学会等へ助成する。

これらは、公益法人の自主的事業ではなく、学会等の要請により寄附金の受入のみを担当する公益法人の行為（交付先指定寄附金）であり、公益法人の主務官庁から不適切とされています。

その理由は、公益法人は、不特定多数の者の利益の実現を目的とするものなので、特定の者の利益に寄与するおそれが強い「自己の意思決定過程を拘束する寄附」や「具体的な助成先を指定した寄附」等を受け入れるべきでない、とされていることによります。また、場合によっては当該公益法人の税務上の問題も考えられます。

つきましては、寄附金受入窓口が公益法人である場合には、学会等に直接寄附しようとする製薬企業のために、寄附金振込口座を学会等にも設けていただきますよう、ご協力をお願いいたします。



医療用医薬品製造販売業公正取引協議会

〒103-0023 東京都中央区日本橋本町3丁目7番2号

TEL : 03-3669-5357 (代表) FAX : 03-3669-3839

URL : <https://www.iyakuhin-koutorikyo.org/>